



平成29年9月から入札契約制度を変更します

入札契約制度について、次のとおり制度変更を行いますのでお知らせいたします。
なお、平成29年9月1日以降に公告等入札手続を開始する案件からの実施を予定しております。

【変更事項】

- 1 請負工事受注機会確保方式の試行実施拡大
- 2 主観評価項目制度の利用拡大

※詳細は別紙を御参照ください。

平成29年9月から入札契約制度を変更します

1 請負工事受注機会確保方式の試行実施拡大

市内中小企業者がその活力を最大限に発揮するための環境づくりの一環として、平成28年10月から試行実施しております本制度の対象業種・等級区分を拡大します。

(1) 平成29年9月から追加される実施対象業種・等級区分

- 市長部局発注の業種「土木」の等級区分（ランク）「A」
- 市長部局発注の業種「塗装」（※土木関連工事によるもの）
- 上下水道局発注の業種「水道施設」の等級区分（ランク）「B」

(2) 制度の概要

公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化し、そのグループ内の案件については、最低入札額が同額で並んだ場合に実施するくじ引きにより落札できる件数を1者1件とする方式で、同一事業者による複数受注の減少及び多数の入札参加者への受注機会確保及び配置できる技術者が1名でも複数の入札参加が可能となり、過大受注回避による粗雑工事や工事遅延の防止による工事の品質確保といった効果につながります。

○現在の実施対象業種・等級区分

- 市長部局発注の業種「土木」の等級区分（ランク）「B」
- 市長部局発注の業種「舗装」の等級区分（ランク）「A」及び「B」
- 市長部局発注の業種「造園」
- 市長部局発注の業種「とび・土工」（※土木関連工事によるもの）
- 上下水道局発注の業種「下水管きよ」の等級区分（ランク）「A」及び「B」
- 上下水道局発注の業種「水道施設」の等級区分（ランク）「A」

○「受注機会確保方式」を導入した入札イメージ

	業者A	業者B	業者C	業者D	業者E
工事1	くじ○ (落札候補者)	くじ×	くじ×	くじ×	くじ×
工事2	除外 (無効)	くじ○ (落札候補者)	くじ×	くじ×	くじ×

2 主観評価項目制度の利用拡大

事業者の技術力の向上及び社会的貢献への意欲をいっそう高めることを目的に、一般競争入札の入札参加資格として設定している「主観評価項目の合計点20点以上」に加え、一部の一般競争入札において「主観評価項目の合計点30点以上」を入札参加資格とした入札を実施いたします。

※現在、各事業者に対して下記の主観評価項目に応じた点数を付与しております。

- 「障害者の雇用状況」
- 「災害時における本市との協力体制」
- 「建設業労働災害防止協会の加入状況」
- 「ISO9001の認証取得」
- 「ISO14001の認証取得」
- 「男女共同参画」
各10点

- 「優良事業者表彰」 10点
- 「指名停止」 －10点（指名停止期間が6月以上）
－5点（同期間が6月未満）